

『学習指導要領』「指導上の配慮事項」を具現化するために

－授業で個別最適化環境を作り出す ICT 活用－

富山 敦史

要旨：2020 年度から新しい学習指導要領がスタートした。「指導上の配慮事項」では、子どもの障害の種類や程度を的確に把握し、困難さに対する指導上の意図を理解して、個に応じた様々な手立てを検討し指導に当たることを示し、学習状況の評価との関わりも示している。しかし「指導上の配慮事項」の範疇のみにとどまるならば教員が指導の工夫や手立てを具体化することは難しい。本稿ではコロナ禍中の 2020 年 6 月に公表された「教育の情報化に関する手引－追補版 2020（文部科学省）」を手掛りに、ICT 機器の活用によって学びに困難を抱える児童生徒への合理的配慮を念頭においた「指導上の配慮事項」を具現化するための方途を示した。また前倒しされた GIGA スクール構想の実現が個に応じた学びの多様性（個別最適化）を実現させる大きな可能性を持つことを提起した。

キーワード：学習指導要領，個別最適化，合理的配慮，GIGA スクール構想，ICT 活用

1. はじめに

2020（令和 2）年度から新しい学習指導要領がスタートした。改訂の眼目の 1 つとして、「特別支援教育に関する教育課程編成の基本的な考え方や個に応じた指導を充実させるための教育課程実施上の留意事項などが一体的に分かるよう、学習指導要領の示し方について充実を図ること」が挙げられる。例えば小学校学習指導要領「総則編」の「2 特別な配慮を必要とする児童への指導」には、以下のように示されている。

障害のある児童などには、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などのほか、学習面又は行動面において困難のある児童で発達障害の可能性のある者も含まれている。このような障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある児童などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要がある。また、このような考え方は学習状況の評価に当たって児童一人一人の状況をきめ細かに見取っていく際にも参考となる。その際に、小学校学習指導要領解説の各教科等編のほか、文部科学省が作成する「教育支援資料」などを参考にしながら、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要である。

（下線は論者による。以下同じ。）

ここには、教員は子どもの「障害の種類や程度を的確に把握」し、「困難さに対する指導上の意図を理解」して、「個に応じた様々な手立てを検討し、指導」に当たることを示すとともに、学習状況の評価との関わりも示している。そして、上記をすすめる際に、「学習指導要領解説編の各教科等編」や「教育支援資料」などを参考にすることが述べら

れている。それでは、各校種、各教科における指導上の配慮事項は具体的にどのように示されているのであろうか。またそれは、児童生徒に個別最適な学習環境を実現するための具体的な授業改善に資するものなのであろうか。

2. 学習指導要領における指導上の配慮事項

ここで各校種、各教科における指導上の配慮事項を具体的に示して詳述することは紙面に限りがあるので別稿に譲るとして、今回は、国語科を中心に検討し、必要に応じて各校種各教科を参照するものとした。まず「小学校学習指導要領国語編解説」の「第4章指導計画の作成と内容の取扱い」の「指導計画作成上の配慮事項」「○障害のある児童への配慮についての事項」(P159～160)には以下のように示されてる。

(9) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、児童の自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、児童の十分な学びを確保し、一人一人の児童の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。

通常の学級においても、発達障害を含む障害のある児童が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である。

これを踏まえ、今回の改訂では、障害のある児童などの指導に当たっては、個々の児童によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を継続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の児童の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示している。

その際、国語科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、児童の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

ここには、これまでより一層のインクルーシブ教育システムの構築を目指して現場の教員が取り組むべき「指導上の配慮事項」の考え方が示されている。この記述に続いて、国語科における配慮事項が示されている。

例えば、国語科における配慮として、次のようなものが考えられる。

・文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用することなどの配慮をする。

・ 自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、児童の日常的な生活経験に関する例文を示し、行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。

・ 声を出して発表することに困難がある場合や、人前で話すことへの不安を抱いている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したり、ICT 機器を活用して発表したりするなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。

なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、翌年度の担任等に引き継ぐことなどが必要である。

この内容は中学校の配慮事項ともほぼ共通している。ここには、文章の読みに関する配慮、他者の視点や感情を理解することに関する配慮、声を出して発表したり話したりすることへの配慮などは記されているが、書字の困難など、言及されていないものも多く、あくまで配慮が必要とされる事項の一例を示すにとどまっている。実は高等学校における配慮事項の内容もほぼ小中と同様のものである。ICT の活用についての記述はあるが、具体的にどのように活用していくのかは示されていない。確かに個々の児童生徒の困難さや教育的ニーズは異なるが、この「指導上の配慮事項」に記述された範疇のみにとどまっているだけでは、教員が指導の工夫や手立てを具体的に構築していくきっかけを得ることは難しいだろう。それでは、どのように配慮の具現化を進めていけばよいのだろうか。

3. 各校種、各教科における「指導上の配慮事項」・「ICT 活用」

2020 年、世界的な COVID-19 の感染拡大により、日本の学校現場も 3 か月余にわたる一斉休校を余儀なくされた。文部科学省の「学びを止めない」「学びの保障」(註 1) というスローガンのもと、GIGA スクール構想が前倒しで進められ、2021 年度中には全国の小中学校に 1 人 1 台 ICT 端末が準備される運びとなった。このような状況の中で平成 29、30 年度告示の「学習指導要領」が 2020 (令和 2) 年度から小学校でスタートし始めたが、小中高の各教科の「指導上の配慮事項」はどのように記述されているのだろうか。詳細は各校種の「学習指導要領解説編」を参照されたいが、各校種、各教科を比較してみると、次の 2 点がわかった。

- ・ 国語科は、読み書き指導の基幹教科として位置づけられているので、当然のことながら、国語科の「読み書き」の困難に対する配慮事項は、他教科の配慮事項に対して比較的具体的であった。一方「読み書き」ができて当然という考えのもとに配慮事項が記述されている教科(外国語科)もあった。
- ・ 今後の教育の眼目となる ICT 機器を活用し、児童生徒を支援・配慮することは、国語科以外ではほとんど言及されていない。

このように、いわゆる新「学習指導要領」における各教科の「指導上の配慮事項」そのものには、具体的な児童生徒の困難さに対する支援・配慮の記述ではなく、あくまでその教科における配慮事項の一例を示すものであるといえよう。したがって、教育現場で実

際に当該児童生徒に対し支援・配慮を行おうとするときには、教員はどのような「教育支援資料」等を参考にすればいいのだろうか。

4. 「教育支援資料」の活用－「教育の情報化に関する手引」

文部科学省は、今回の「学習指導要領」の改訂に対応した「教育の情報化に関する手引」（令和元年12月）を作成した。作成の趣旨は、

今回改訂された学習指導要領においては、初めて「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力と位置付け、教科等横断的にその育成を図ることとしました。あわせて、その育成のために必要な ICT 環境を整え、それらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしており、情報教育や教科等の指導における ICT 活用など、教育の情報化に関わる内容の一層の充実が図られました。この学習指導要領の下で、教育の情報化が一層進展するよう、教師による指導をはじめ、学校・教育委員会の具体的な取組の参考にさせていただくために、新しい「教育の情報化に関する手引」を作成しました。

概要は次のとおりです。[「教育の情報化に関する手引」（令和元年12月）](#)

とある。しかし、これに次いで、文部科学省は今般の COVID-19 の感染拡大状況が学校教育に与える影響も鑑みて、「教育の情報化に関する手引－追補版－（令和2年6月）」を作成した。「追補版について」の説明は以下の通りである。

本手引きは、小学校学習指導要領（平成29年告示）の実施が令和2年4月に迫っていることを踏まえ、令和元年12月に公表されたものですが、今般、文部科学省が環境整備関連予算の具体的な進め方を示したこと等の時点更新やイラストの追加等を行ったため、追補版を公表します。なお、教育の情報化に関する情報は、文部科学省から随時発信していますが、学校を取り巻く ICT 環境は急速に変化しています。学校設置者における担当者の皆様におかれましては、本手引の情報に限らず引き続き注視願います。「教育の情報化に関する手引－追補版2020（文部科学省）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html

と、記されている。GIGA スクール構想の前倒し実施に対応させるため、より具体的な取組の推進に資するように作成されたといえよう。特に学校における1人1台端末での学習を保障する ICT 環境の整備に関する事項が追加された。この手引の中で、学びに困難を抱える児童生徒の「指導上の配慮事項」と支援を具体化する授業改善の参考となる項目としては、「第4章 教科等の指導における ICT の活用」の「第4節 特別支援教育における ICT の活用 1. 特別支援教育における ICT を活用した教育の充実」（p.152～p.182）が挙げられる。特に「2. 様々な学習上の困難さに応じた ICT の活用」（p.153～）は、児童生徒の様々な学びの困難に応じた ICT を活用した支援の例が具体的に示されている。ここでは、「読み書き」の困難についての支援の部分を掲げておく。

①読み書きに関する場面

読字や書字に困難さがある児童生徒の場合、読み書きはすべての学習に必要な要素であることから、学習上、支障を来している可能性がある。さらに、学習意欲や自己評価にも影響を及ぼしていることが予想される。このような場合、読み書きにつ

いての意欲を引き出すための活用と、読字や書字の作業自体の過程を支援することが重要である。

②読字や意味把握に困難さがある場合

学習への意欲を引き出すためには、本人の語彙や理解のペースに合わせることができ、かつ視覚的に分かりやすく理解しやすい情報機器の活用が考えられる。例えば、デジタル教科書をデジタル教材と一体的に使用することにより、教科書と同じ内容について、任意箇所の拡大機能、任意の文章の朗読機能、絵や写真についての追加説明、追加的に含まれる動画やアニメーションなどを使用することができる。デジタル処理ならではの機能をもち、マルチメディア性とインタラクティブ性などの特性を併せ持つコンピュータの特徴を活かすことができ、国語科の単元での文章理解、新出漢字の学習など、一斉指導の場面で活用できることが大きな特徴である。

また、読字の支援としては、コンピュータでの使用を想定して製作された教科書の録音教材がある。機能としては、文章を音声朗読しているところが自動的に反転表示されるため、読み手は視覚的に分かりやすい。反転表示は、一文ごとや文節ごとなどの設定ができる。

また、朗読箇所に対応して挿絵や写真を表示することができるため、言葉のイメージをつかみやすいという特徴がある。

③書字の困難さがある場合

学習への意欲を引き出すためには、文章を書くことへの抵抗感を減らし、楽しんで記録したり大切なことをメモしたりできる情報機器の活用が考えられる。近年普及しているタブレット型のコンピュータでは、容易に文字を入力することができるほか、音声を録音したり、板書を書き込むことに困難がある児童生徒であれば、カメラ機能を使って記録を取ったりすることもできる。ここで気をつけなければならないのは、授業に参加し学習内容を理解することにある。ただ単に記録だけ取り、内容を理解しないのであれば、ノートに書くなどの作業だけと同じになる。記録した内容を読み返したり、自分なりにメモを整理したりするなどの指導を行うことが重要である。

また、タブレット型のコンピュータでは書字のトレーニングに使用することもできる。これらは、通級による指導の時間の書字トレーニング用の機器としての活用が想定できる。書字のトレーニングソフトなどを活用することで、興味や注意を持続させながら、書字後すぐにコンピュータから正誤の反応を得られたり、書字のスピードや形状、書き順の記録を取ったりすることでトレーニング効果を自己評価したりすることもできる。さらに、指先の微細なコントロールのトレーニングや、漢字や英単語等の記憶のトレーニングとしても活用することができる。

また、タブレット型のコンピュータだけでなく、デジタルカメラで撮影して板書の記録を残したり、IC レコーダーなどで録音するなどして記録したりすることも考えられる。

ここには、「学習指導要領」の「指導上の配慮事項」に示された事例に一步踏み込み、「読み書き」に困難を抱える児童生徒に対して ICT 機器を学びの支援で活用する際の利

点が示されている。ここに示された ICT 機器の活用がどの学級でも一般化すれば、「読み書き」に困難を抱えるすべての子どもたちの学習環境が飛躍的に改善できると考えられる。2020年6月というコロナ禍中での追補版の提示であることと360ページを越える分量のため、すべてを読みこなすことは容易ではないが、この手引を学校設置者のみならず、授業を担当する教員へ周知することが必須の課題といえよう。

また、この手引では、発達障害のある児童生徒への指導について「国立特別支援教育総合研究所」内にある「発達障害教育推進センターのホームページ」と「特別支援教育教材ポータルサイト」へのリンクを掲げ、様々な支援機器や教材・教具の情報へと繋げている。

- ・国立特別支援教育総合研究所 (<http://www.nise.go.jp/>)
- ・発達障害教育推進センターのホームページ (<http://icedd.nise.go.jp/>)
- ・特別支援教育教材ポータルサイト (<http://kyozai.nise.go.jp/>)

5. GIGA スクール構想の実現と授業改革

GIGA スクール構想の実現で子どもたちの学びはどのように変わっていくのだろうか、またどのように変えていかななくてはならないのだろうか。多くの議論がなされているが、私は児童生徒の教育的ニーズに応じた学びの「個別最適化」の実現が一番の課題だと考える。静岡新聞の調査（註2）によると、静岡県内35市町のうち32市町が3月末までに全学年分の端末整備を完了する見込みであることがわかった。静岡、磐田、浜松の3市は全学年分の整備完了が2021年度以降になるという。静岡県内においてもICTを活用した授業の実施が喫緊の課題となっている。これまでICTを学びに困難を抱える児童生徒に対する支援の道具として使用することに消極的だった学校の体制や学びに対する考え方、授業のあり方が大きく問われることになる。

インクルーシブ教育の観点から、「平等」と「公正」を考えれば、ハンディをもつ人に合理的配慮を提供することは、次の図のように考えることができる。図は「NPO 法人支援機器普及促進協会（ATDS）」の研修会資料 http://npo-atds.org/atds_wp/wp-content/uploads/2020/11/6ce2ec9b2659e01dbc073925c34b96ff.pdf に掲載されたもので、右端の「EXCESSIVE」の図は理事長の高松崇が作成したものである。同じ踏み台の高さ「EQUALITY 平等」では、野球の試合を見ることのできない子どもがいる。踏み台を2段にすることで3人ともが試合を見ることができる「EQUITY 公正」。そして、踏み台を2段にすることに換えて、椅子を提供することはどうだろうか。一般に「EXCESSIVE」は、「過度・過大・極端」を意味し、ここではもはや合理的配慮を越えた「やりすぎ」と認定されるであろう。しかしながら、これまで多くの学校現場では、ICT機器を支援に使うこと



を「EXCESSIVE」と認定してきたのではないだろうか。この図において野球の試合を見るのが授業とすれば、その子どもの実態に即した配慮（「公正」）をすることで、はじめて授業に参加することができる。この配慮なくして「授業参加」はありえない、最低限

『学習指導要領』「指導上の配慮事項」を具現化するために
－授業で個別最適化環境を作り出す ICT 活用－

の配慮のレベルといえよう。では、この椅子はやり過ぎなのだろうか。最低限の配慮から、よりよく学ぶことができる最適な学習環境の設定・提供を意味するものとして、困難を抱える子どもたちが自分にとって最適な学び実現する環境を選択したものとして、この椅子を考えることはできないのだろうか。

従来個々の児童生徒の学習の困難さを支援する道具として ICT 機器を使用することは、多くの学校現場では「平等」の観点から推奨されてこなかった。また ICT 機器に頼ることで「読み書き」の力がつかないとまで言われ、適切な支援もなく困難な状況を放置された事例も多々報告されている。1人1台の端末と高速通信環境がスタンダードとなる GIGA スクールのもとでは、もはや ICT 機器を使うことは「特別扱い」ではなく、「ずるい」と批難されることもない。1人1台端末の一般化は、学びに困難を抱える児童生徒が自分に応じた学び方を選択できる大きな可能性を持つ。この可能性を現実のものにしていくには、端末自体を自分が学びやすいように設定を変更（カスタマイズ）して個別最適化し、恰も自分の身体の一部のように使いこなせる、文房具のように使い倒せるようにすることが必要である。このような個別最適化には GIGA スクール下での高速通信環境が不可欠である。現在、様々な理由によりネット環境への接続制限や端末の設定変更に制限が加えられている学校等も存在するが、このことが児童生徒の学びの多様性を阻害する決定的要因であることを認識する段階にすでに達しているといえよう。

また、2020年12月18日に発表された「新経済・財政再生計画 改革工程表 2020」（内閣府政策統括官 経済社会システム担当 註3）では、「義務教育段階の学校における学習者用デジタル教科書の普及率について、2020年3月時点の8.2%を、2025年度までには100%にすることを目指す」と示され、学習者デジタル教科書の使用が一般化されるであろう。デジタル教科書には、教員が主に提示用に使用する「指導者用デジタル教科書」と児童生徒が個別端末で使用する「学習者用デジタル教科書およびデジタル教材」があり、「学習者用デジタル教科書およびデジタル教材」には、個別最適化に適した様々な機能がある。文部科学省のHPに公開されている「学習者デジタル教科書のイメージ」

(https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/02/12/1407728_001_1.pdf) には、学習者用デジタル教科書の導入により期待されるメリットの例として、拡大縮小、ハイライト、共有、反転、リフロー、音声読み上げ、総ルビ、検索、保存等、デジタル教材との一体的使用例として、動画・アニメーション、ドリル・ワーク、参考資料等が示されている。また、特別支援教育等における活用例として、視覚障害のある児童生徒による、拡大機能や音声読み上げ機能の活用、発達障害のある児童生徒による、音声読み上げ機能や、文字の大きさ、背景色、テキストの色、行間・文字間隔の変更機能の活用等が示されている。また、

学習者用デジタル教科書のイメージ

<学習者用デジタル教科書>

紙の教科書 → 学習者用コンピュータ

同一の内容をデジタル化

<学習者用デジタル教科書の導入により期待されるメリット>

- デジタル機能の活用による教育活動の一層の充実
(例) 拡大縮小、ハイライト、共有、反転、リフロー、音声読み上げ、総ルビ、検索、保存 等
- デジタル教材との一体的使用
(例) 動画・アニメーション、ドリル・ワーク、参考資料 等

<特別支援教育等における活用例>

- 視覚障害のある児童生徒による、拡大機能や音声読み上げ機能の活用
- 発達障害のある児童生徒による、音声読み上げ機能や、文字の大きさ、背景色、テキストの色、行間・文字間隔の変更機能の活用 等

ここには示されていないが、読みにくさを軽減するものとして、各自が読みやすいフォント（UDフォント等の活用）への変更機能も挙げられるであろう。

6. 合理的配慮の具現化

「障害者の権利に関する条約」（註4）では、学びに困難を抱える児童生徒に対して授業等に参画できるよう配慮・支援することが求められている。学校の授業における学習状況の評価は、児童生徒の今後の進路選択と極めて密接な関わりがある。何のための合理的配慮なのか。「学習指導要領」の「改訂の経緯及び基本方針」に記された①「何ができるようになるか」②「何を学ぶか」③「どのように学ぶか」④「子供一人一人の発達をどのように支援するのか」⑤「何が身に付いたか」⑥「実施するために何が必要か」を踏まえて、どのように合理的配慮の具現化を図ればよいのか（註5）。

合理的配慮申請には、日々の授業の中での配慮のエビデンスが求められる。大学入試の際の配慮申請には、大学入試センターの「受験上の配慮案内」（註6）が指針となっている。これによれば上述のように、日々どのような具体的な配慮がなされ、それによってどのように状況が改善されたのかその証拠を、配慮を申請する理由とともに詳細に記載しなければならない。高校入試においても、ほぼこれに準ずる形での申請が必要となってくる。したがって、中学校、高等学校で具体的な合理的配慮がなされていないければ、申請は難しいといえよう。しかしながら、当事者がどのように合理的配慮の申請を行っていけばよいかについては、情報の提供がすすんでいない現実がある。合理的配慮は「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の**意思の表明**があった場合において…」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律：障害者差別解消法 註7）と「原則として、当事者本人からの申し出に始まる」とされているが、児童生徒に「先生、合理的配慮をしてください」と求められたときに、そのプロセスを的確に説明できる教員がどれだけいるだろうか。今後、当事者による合理的配慮申請に関わるわかりやすい情報の提供が求められるとともに、「児童生徒が要求しないと提供できない」のではなく、教員側で積極的に配慮することが求められるであろう。

以上、述べてきたことは、多忙な教職員に「当然行うべき配慮」として、どれだけ認識されているであろうか。学校、授業における児童生徒の学びに対する学習環境の配慮のなさが、継続的な学びの困難や二次障害（いじめや不登校等）を引き起こす大きな要因となっていることを再認識し、新たな GIGA スクール環境下において、ICT 機器を多様な児童生徒の学びのニーズに応えられる個別最適な学びのツールとして最大限に活用できる体制を一刻も早く実現したい。その際、重要な鍵となるのは、教育行政及び教職員の「当事者意識」に基づいた柔軟な思考であることは論を俟たない。今後においても、やはり当事者にとって「学校が頼り、先生が頼り」であることを肝に銘じたい。

註 （2021年2月23日閲覧）

註1：コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ
<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5181762.pdf>

註2：静岡新聞「ギガスクール構想1人1台端末配備 静岡県内32市町年度内完了」

(2021/1/27 08:32 配信) <https://www.at-s.com/news/article/education/855330.html>

『学習指導要領』「指導上の配慮事項」を具現化するために
－授業で個別最適化環境を作り出す ICT 活用－

註 3：新経済・財政再生計画 改革工程表 2020 令和 2 年(2020 年) 12 月 18 日 内閣府政策統括官

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2020/1218/shiryo_03-1.pdf

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2020/1218/shiryo_03-2_4.pdf

註 4：障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）外務省

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html

註 5：資料 3-1-2「日本の特別支援教育の状況について 文部科学省」P6～10「8. 合理的配慮の提供」

https://www.mext.go.jp/content/20200109-mxt_tokubetu01-00069_3_2.pdf

註 6：大学入試センター 受験上の配慮案内〔障害等のある方への配慮事項〕

https://www.dnc.ac.jp/sp/center/shiken_jouhou/hairyo.html

同 状況報告書（発達障害関係）の項

https://www.dnc.ac.jp/sp/albums/abm.php?f=abm00038243.pdf&n=02_hairyoannai_1240.pdf

註 7：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害を理由とする差別の解消の推進）内閣府

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

参考文献（2021 年 2 月 23 日閲覧）

- ・東京都障害者 IT 地域支援センター（ITC） <https://www.tokyo-itcenter.com/>
- ・NPO 法人支援機器普及促進協会（ATDS）（高松崇理事長） <http://npo-atds.org/>
- ・成人ディスレクシアとらの独り言 <https://elpis.works/tora/index.html>
- ・Dyslexia Ledrning Difference <https://www.youtube.com/watch?v=71010ucLt9A>
- ・東京学芸大学附属小金井小学校 ICT 部会 <https://www.youtube.com/watch?v=EQQEzNAgpHQ>
- ・松江市立意東小学校井上賞子先生の実践 <http://daishienken.visithp.com/kenkyukai/inou2014.pdf>
- ・竹田梨一先生インタビュー（大阪医科大学LDセンター） <https://palstep.jp/notice/interviewee2/>

※参考資料（論者の実践及び論者が関わった国語科における基礎基本的な合理的配慮の例）

①ノートについて

（筆記用具の選択については児童生徒の特性，身体機能の発達段階を見極めて自ら選択できること）

- ・ノートの選択ができる→「マス目・罫線等」の大きさや色，「枠組み」の有無
- ・筆記具の選択（鉛筆に限らない ボールペンや水性ペン，万年筆など多様な筆記具を試してみる），
- ・筆記具の使い方（持ち方の指導）→長時間の筆記活動にたえうる持ち方の教示・指導・支援
- ・板書指導（板書の視写）の意味「何のための板書なのか？」（板書内容の必要性の検討）
- ・書き方の工夫 ⇒教員の字の大きさや見やすい配置（→見ることの軽減）
- ・それぞれの学び方に合ったノートの取り方で（具体例を複数提示）
- ・ノートのコピー可（分かりやすい同級生のノート），写真も可。
- ・PCで入力記録する（キーボード入力、音声入力）⇒場合によって選択できること

②宿題について（何のための宿題か，目的を明確化する⇒必要不可欠なものを宿題に課す）

それぞれの学び方にあったもの（多様な方法の提示）

- ・モデルの提示（＝評価基準は同一）

※何をどこまでやればいいのか具体的目標を提示する。

- ・教員の文字の大きさや見やすい配置（→見ることの軽減）

※フォントの種類や大きさ，色，太さ，背景色，行間，拡大等， ※UDフォントを活用する

- ・口頭での説明のあり方の再検討（聞くことで読むことを軽減）

『学習指導要領』「指導上の配慮事項」を具現化するために
ー授業で個別最適化環境を作り出す ICT 活用ー

※文章やワークシートだけでは分からないところを口頭で説明する

- ・ローマ字：アルファベットの問題（→見ることの軽減）

※アルファベットの識別はかなり困難 ⇒小学校における外国語学習の問題点の把握が必要

- ・数字の問題：（→見ることの軽減）

※数字の見え方、数字の再現性の相違を理解することはとても重要（実態の把握）

★「見え方が違うこと」を念頭におく（違った見え方があるという可能性を排除しない）。またいつも同じように見えては考えてはいけない（状況によって見え方が変化する可能性は大きい）。

- ・ノート提出（負担にならないように、何のためのノート提出なのか目的を明確にする）
⇒ノートを写すことは学びになるのか？
⇒評価をするならば、何を評価するのか（提出の有無か？・筆記の事実か？・内容の理解か？）

※個々の学び方にあったノートの取り方の提示（一律を求めない）

- ・モデルの提示（＝評価基準は同一）→多様なモデルの提示，作成方法の具体的な情報提供
- ・音読宿題の改善（多様な方法の選択）⇒読み上げアプリを音読課題に活用する

③配布物（配布プリント）について

- ・「拡大」「余裕」「内容を詰め込みすぎない」→「フォント」の変更 明朝→ゴシック→UDフォント
- ・奈良県の取組（URLの閲覧は2021年2月23日）

奈良県教育委員会UDフォントの取組 <https://www.youtube.com/watch?v=SY9mBufQxKw>

生駒市の取組（市内の小中学校でのUDフォントの採用）

https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000016/16969/310326_02.pdf

④テスト（定期考査）での配慮

⇒別室受験（時間延長，口頭試問＋読み上げに対応できる環境）

※ただし，別室受験の配慮に相応しい環境設定が十分にできているか，単なる「空き教室」の利用で済ませてはいけない。

- ・拡大（1.3倍），ルビ・時間延長（1.3倍）→大学入試センター「受験上の配慮案内」参照
- ・リスニング問題→ヘッドフォンの使用（密着型や開放型など当事者のニーズに合うものを使用）
- ・選択肢の記号を分かりやすく→アルファベットやローマ数字× →片仮名などへ変更○

※選択肢の記号が読み取れない，区別がつきにくいことが原因で解答できない→当事者の実態に合わせて記号の表記を選択する。→記号間違いは，理解の評価とは別物であることを認識する。

- ・同一問題（口頭試問）＋教員の読み上げ含む →口頭で設問に答える（録画したもので評価）も○

※読みの困難と設問の意図を理解することは別物であることを認識する。設問を読み上げることは「過度な配慮」なのか。

※理解したこと（解答）をすべて筆記文字で表現できなければ設問評価の対象にできないのか→口頭で表現することの妥当性も考慮する。

- ・代替問題（通常問題の出題意図に即したもの）→記号問題に変更 →書くことの軽減

※出題意図を損なわず，当事者の実態に即した別の解答形式を準備することは，「過度な配慮」だといえるのか。理解の度合いを評価する適切な方法を当事者の実態に応じて共に試行錯誤する姿勢必要。

- ・解答用紙の配慮（罫線や囲み枠等を入れる，問題文の横に解答欄を設ける） →見ることの軽減

※当事者の実態に即して，解答用紙を準備することは評価の「公正」に繋がる。